

令和7年度 豊橋市次世代自動車充電インフラ設備設置補助金のご案内

豊橋市では、地球温暖化防止対策の一つとして、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（次世代自動車）の普及促進を図るため、法人又は個人の事業者が新たに設置する充電インフラ設備に対して補助を行います。

補助対象設備 ^{※1}	補助額
急速充電設備	導入費 ^{※2} の1/4（上限50万円）
普通充電設備	導入費 ^{※2} の1/4（上限10万円）

※1 豊橋市内の集合住宅等に新たに設置する一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象となる充電設備

※2 導入費：設置に係る費用のうち設備費、据付、運搬及び配線工事費

お知らせ

- 補助金の詳細及び申請書等は、豊橋市役所のウェブサイトからダウンロードできます。
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/58297.htm>
- 工事着工の14日前までの事前の申込みが必要です。詳しくは裏面をご覧ください。
- 補助金の交付の対象数は、急速充電設備及び普通充電設備それぞれにつき、1年度につき1基です。
- 令和7年度より補助要件が変わりました。要件の詳細はウェブサイトをご覧ください。

次世代自動車充電インフラ設備設置補助金（豊橋市ウェブサイト）

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/58297.htm>



補助対象者

補助対象者は、次のすべての項目を満たす方です。

- 豊橋市内において、新たに補助対象設備を設置する法人又は個人の事業者
- 豊橋市が徴収する税を滞納していない者
- 設置工事完了後の交付申請書を提出期限内に確実に提出できる方 等
提出期限は、補助対象設備の工事完了（補助対象設備の保証開始日等）から2カ月以内または3月31日の早い方です。

【問合せ先】 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

環境部 環境政策課

TEL：(0532) 51-2399

FAX：(0532) 56-5126

申請方法

※予算の範囲内で先着順に受け付けます。
(提出書類がすべて揃った時点で受付となります。)

事前の申込み

補助対象設備の工事着工の 14 日前までに「次世代自動車充電インフラ設備設置補助金事前申込書」(様式第 1) と添付書類を提出してください。(要綱第 5 条参照)

事前申込みの受理

事前申込書の内容を確認しましたら、申込者に事前申込書受理のご案内をお送りします。受理がされてから工事を開始してください。

工事着工から工事完了期間まで

工事中止や補助金交付予定申請額の変更などをする場合には、変更手続きが必要です。速やかに「事前申込変更申請書」(様式第 2) と添付書類を提出してください。(要綱第 6 条参照)

工事完了

表面に記載の提出期限内に、「次世代自動車充電インフラ設備設置補助金交付申請書」(様式第 4) と添付書類を提出してください。(要綱第 7 条参照)

交付申請書提出

- ①交付申請書等をご提出いただいた後、市は内容の審査及び必要に応じて現地調査等により事業実施の確認を行い、「補助金交付決定兼額の確定通知書」をお送りします。
(交付申請書受領後、およそ 2 か月後に通知)
- ②補助金交付決定兼額の確定通知書の発行からおよそ 1 か月後、ご提出いただいた「補助金請求書」(様式第 8) に記載された口座に補助金を交付します。

手続き完了

提出方法

○郵送 ○窓口 ○メール

※メールの場合、件名に申請者氏名と補助金の制度名を必ずご記載ください。
例：豊橋太郎(充電インフラ設備)補助金の申請につきまして

注意

○補助金の交付を受けた設備を交付要綱に定める使用の年数内(5年)に処分(設備の売却、譲渡及び廃棄等)した場合は、補助金の一部を返還しなくてはなりません。また、補助金の返還手続きには各種証明書(有料)が必要となる場合があります。

○交付申請書の提出が要綱第 7 条第 4 項により、事前申込を受理した翌年度以降となる場合は交付申請書を提出した年度の補助制度及び予算により補助金を交付します。(制度廃止や補助額の増減の可能性あります。)※事前申込みは補助金の交付を担保するものではありません。

○充電設備については、固定資産税(償却資産)の申告対象となる場合があります。詳細は資産税課償却資産担当(電話 0532-51-2226)までお問合せください。

【提出先】〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

豊橋市役所 環境部 環境政策課(西館 5 階)

補助金申請書提出フォーム(QRコードよりアクセスしてください)

